

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

第1条 総則

- (1) テサテープ（以下「**当社**」という。）の本普通購入約款（以下「**本約款**」という。）は、当社の取引先であるサプライヤー及び／又は役務プロバイダー（以下「**取引先**」という。）とのすべての取引関係に適用される。取引先は、商品及び役務を提供するにあたって事前に本約款に同意するものとする。【本約款は、取引先が商人（会社法第4条）、公法上の法人又は公法上の財団法人である場合にのみ適用される。／本約款は取引先との契約が商法に定義される商行為である場合にのみ適用される。】
- (2) 本約款は、とりわけ以下に適用される。
 - 取引先が商品を自ら製造しているか又はサプライヤーから購入しているかを問わず、動産（「商品」）の販売及び／又は引渡に関するすべての契約（民法第2章第3節及び第9節）
 - 役務又は業務の履行に関するすべての委託（民法第2章第10節）
- (3) 別段の合意がある場合を除き、当社のウェブサイト上（<https://www.tesa.com/ja-jp/about-tesa/legal-information/terms-conditions>）に掲載されている当社の発注時に有効な本約款はまた、将来における同様の契約にかかる枠組み合意として、当社が改めて個別に言及することなく適用されるものとする。
- (4) 本約款は排他的に適用される。これに逸脱し、抵触し又は補足する取引先の普通取引約款は、当社が少なくとも書面でその有効性に明示的に同意した場合にのみ、その範囲内で契約の一部を構成する。かかる同意の要件は、例えば、当社が取引先の普通取引約款を認識した上で取引先の納入品又は役務を留保なく受領した場合等を含めていかなる場合も適用されるものとする。
- (5) 取引先との間で個別に締結された個別契約（附帯契約、補足及び修正を含む。）は、いかなる場合も本約款に優先して適用されるものとする。かかる合意の内容については、反証を前提として、書面による契約又は書面による当社の確認を正式な合意とする。
- (6) 契約に関わる法律上の表明及び通知（期限の設定、催促、撤回等）は、少なくとも書面による形式（手紙、電子メール、ファックス等）で行わなければならない。

第2条 契約の成立

- (1) 当社の注文は、最短で取引先からの書面による確認をもって拘束力を有するものとする。取引先は、注文書を含む注文内容の明白な誤り（誤植、誤計算等）及び不完全性がある場合は、承諾前に修正し又は完成させるために当社に指摘しなければならない。
- (2) 取引先は、当社の注文に明示的な別段の定めがある場合を除き、注文の受理後3営業日以内に書面で当社の注文を精査し、必要に応じて確認し、又はとりわけ商品の発送若しくは委託された役務若しくは業務の履行により留保なく実行（承諾）しなければならない。取引先は、上記の期間内に当社に承諾の通知をしなかった場合、当該注文を承諾し

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

たものとみなされ、当該注文どおりに個別契約が締結されたものとみなされる。取引先による承諾の変更は、新たな申出とみなされ、当社による承諾を要する。

- (3) 取引先の観点から、当社による譲渡の法的許容性について先ず精査すべき何らかの兆候があった場合、取引先は、その旨を遅滞なく当社に通知するものとする。その後、当社は、自らこれに応じた検討を開始し、その結果を取引先に通知する。

第3条 納期、不履行、引渡の遅滞による影響、役務契約又は業務契約の解除

- (1) 当社が注文書で指定した又は個別契約で合意されている納期又は履行期限は、拘束力を有する。取引先は、本約款第7条を前提として、発注書又はマイルストーン・スケジュールに定める期限を遵守するものとする。
- (2) 納品又は役務が適時に行われたか否かは、合意された履行地での商品の提供又は引き受けた役務若しくは業務の提供によって判断される。
- (3) 取引先は、理由の如何を問わず、合意された納期又は履行期限を遵守できない可能性がある場合、直ちに書面で当社に通知する義務を負う。その上で、取引先は、予想される遅滞期間を直ちに当社に通知しなければならない。
- (4) 取引先が引渡若しくは役務を履行しないか又は合意された期間内にこれを履行しない場合、及び債務不履行の条件が満たされた場合、当社の権利（とりわけ解除及び損害賠償にかかる権利）は、法律上の定めに従って決定されるものとする。なお、第5条の規定は影響を受けないものとする。
- (5) 取引先が契約上の義務の履行を怠った場合、当社は、債務不履行による損害賠償の一時金として、暦週の満1週間につき正味価格又は正味料金の1%相当の金額（但し、合計で遅滞して納入又は提供した商品又は役務の正味価格又は正味料金の5%を上限とする。）を請求できるものとする。当事者は、より高額又は少額な損害について証明する権利を留保する。
- (6) 取引先による役務又は業務の委託の終了については、法律上の定めに従うものとする。当社は、取引先に対する3か月前の通知をもって損害賠償なしに商品の購入にかかる継続的な関係を解消することができるものとする。

第4条 履行義務及び引渡義務の内容、承諾、注意基準、事故防止、表示、引渡品の梱包

- (1) 取引先は、納品に際し、組立説明書及び使用説明書がある場合はこれらが無償で提供するものとする。取引先は、これらの代替として例えばQRコードやアクセス可能なインターネットのリンクにより、必要な書類を当社が自ら入手できる方法を当社に提供することができる。ソフトウェア製品の場合、取引先は、プログラムに加えてユーザー向け文書を当社に提供するものとする。個別のソフトウェアの場合、取引先は、個別に別段の合意がある場合を除き、製造業者の文書及びソースコードも提供するものとする。

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

- (2) 取引先が契約に基づき受託業務を履行した場合、検収は弊社が行うものとする。受領の宣言は、書面（受領手順書）で行うものとする。受領手順書は、取引先が作成し、弊社が連署するものとする。
- (3) 取引先は、注文に基づいて適正な注意を払う義務を負う場合、善良な管理者の注意をもって行う責任を負うものとする。かかる注意の基準は、取引先、その法律上の代表者、代理人、従業員及び被用者に適用される。
- (4) 別段の合意がある場合を除き、委託された引渡品は、ICC インコタームズ 2020 に基づき、当社が注文書に指定した場所への DDP 条件で引き渡されるものとする。各引渡場所は、引渡及び追加の履行についての履行地でもあるものとする。瑕疵が発見されたときに商品又は工場が別の場所にある場合、民法第 562 条第 1 項に定めるところにより、取引先に不相応な費用をもたらす場合を除き、当社の裁量でその場所を追加の履行場所とするものとする。

商品の受入れ時間は月曜日から木曜日までの 7:00 から 14:00 まで及び金曜日の 7:00 から 11:00 までとし、タンカーは当社の受付場所で月曜日から金曜日までの 7:00 から 12:00 まで受入れる。

- (5) 当事者が、取引先の工場渡し条件又は倉庫渡し条件による価格に例外的に合意した場合、及び取引先が当社の危険負担と費用で引渡を手配しなければならない場合、当社が特定の輸送手段を指定した場合を除き、いずれの場合も最も低い費用で実施されるものとする。輸送又は梱包に関する指示を遵守しなかったために発生した一切の追加費用は、取引先の負担とする。取引先はまた、納期を遵守するために輸送を早めることが必要となった場合の追加費用も負担するものとする。
- (6) 当社宛の引渡品には、日付（発行日及び発送日）、納品内容（商品番号及び数量）及び当社の注文識別情報（日付及び注文番号）を記載した納品書を添付しなければならない。納品書に欠落、不備又は誤りがあった場合、これに起因する処理及び支払の遅滞について当社は責任を負わないものとする。
- (7) 取引先は、当社の書面による事前の同意なく、自己が引き受けた商品の引渡又は役務を第三者（下請業者等）に提供させる権利を有しないものとする。取引先は、個別に別段の合意がある場合（在庫の制限等）を除き、自己の役務及び商品について調達リスクを負う。
- (8) 役務の提供に際し、取引先は、事故防止規程の遵守に単独で責任を負うものとする。その後必要とされる保護装置及び対策は、当社に対する追加費用なしに使用又は適用されるものとする。
- (9) 取引先は、納入される全ての商品について、（当社からの事前の通知後）EU 域内又はその他の対象市場における規制及び／又は法律上の要件に適合する方法で表示が付されるようにする。また、取引先は、当社に関連する表示要件に変更があったことを知った場合、直ちに当社に通知しなければならない。

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

- (10) 輸送に梱包が必要な場合、商品は梱包されるものとする。梱包は、輸送上安全であり、かつ選択された輸送手段に適用される輸送規制及び当社の注文書で指定されている梱包規制を遵守したものでなければならない。包装が破損した状態で当社に出荷品が引渡された場合、当社は、当該出荷品の内容を確認することなくその受入れを拒絶する権利又は取引先の費用と危険負担で当該出荷品を返送する権利を有する。
- (11) 取引先が輸送のために使用する包装材（リターナブルコンテナ）は、刻印により所有者が認識できるものでなければならない。取引先は、これを無償で引き取らなければならない。

第5条 報酬及び支払条件

- (1) 契約上合意された報酬は拘束力を有する。合意された価格は固定価格であり、例えば材料価格の上昇、賃金の上昇又はその他の価格の変動により改定されることはない。供給業者による一方的な価格の調整は認められない。合意された報酬には、別途表示がある場合を除き、法定の付加価値税が含まれるものとする。
- (2) 個別に別段の合意がある場合を除き、報酬には、取引先のすべての役務及び附帯役務（例えば組立、設置作業）並びに取引先のすべての追加費用（例えば適切な包装、輸送、輸送保険及び賠償保険）が含まれるものとする（本約款第10条第3項参照）。取引先に発生した旅費は、事前に書面で同意を得た場合にのみ、当社から償還されるものとする。
- (3) 契約に定めのない追加の役務について当社と取引先との間で合意された場合、取引先は追加の報酬を得ることができる。当該追加の報酬は、追加の役務の開始前に公表され、当社の承認を得なければならない。
- (4) 合意された報酬は、納品及び／又は履行（合意された検収を含む。）が完了し、消費税法第30条に基づくすべての必須情報、当社の注文番号、該当する内容物及び重量の一覧が記載された請求書の受領後45暦日以内に控除なしに支払われるものとする。契約書又は申出において異なる支払期間が合意されている場合、当該個別に合意された支払期間が優先されるものとする。取引先が紙の請求書を送付することを決定した場合、請求書は2通送付されるものとする。
- (5) 当社は、取引先の不正確又は不完全な請求書を拒絶し、請求書の確認に要した作業負担を考慮した適切な金額を請求書の金額から減額する権利を有する。
- (6) 当社は、延滞利息の支払義務を負わない。支払の不履行については法律上の定め適用されるものとする。
- (7) 取引先の当社に対する債権の譲渡には当社の書面による同意を要する。但し、金銭債権でないものとする。

第6条 譲渡、相殺、留保

- (1) 取引先の当社に対する債権の譲渡には当社の書面による同意を要する。但し、金銭債権でないものとする。

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

- (2) 当社は、不完全又は瑕疵ある履行に起因する取引先に対する請求権を当社が有する場合はその範囲において、取引先に対する支払を留保することができるものとする。
- (3) 当社は、取引先の債権を、当社が取引先に対して有するもので期限が到来している債権で相殺することができる。
- (4) 取引先から当社に供された担保は、別途契約がない場合でも、取引先に対する当社の債権の担保となるものとする。
- (5) 取引先は、法的に確立された、争いのない又は同一の契約関係に基づく反対請求権に基づき、当社の請求を相殺し又は留保する権利のみを有するものとする。

第7条 不可抗力

- (1) 不可抗力事由が生じた場合、直接的又は間接的に影響を受けた当事者は、当該中断の期間及び影響の範囲において、契約上の義務を免除されるものとする。不可抗力には、例えば、自然災害、戦争、暴動、サボタージュ、公的機関による外出禁止令、政府による輸出入規制、エネルギー供給の長期的な中断若しくは制限、組織的労働争議（但し、山猫ストを除く。）その他の外的で、臨時かつ不可避な事由が含まれるものとみなされる。影響を受けた当事者は、予想される中断の期間を直ちに他方当事者に通知する義務を負う。
- (2) 契約当事者は、不可抗力による遅滞のために履行を断念することに正当な利益がある場合、契約を撤回し又は契約（全部又は一部）を解除する権利を有するものとする。当社が既に承諾した部分的な履行に対する当社の支払義務は、この影響を受けないものとし、そうでない場合は、取引先の支払請求権は消滅するものとする。

第8条 秘密保持、更なる加工、取引先の所有権留保の排除、当社の許可のない言及の禁止

- (1) 当社は、当社が作成したイラスト、設計図、図面、原稿、計算書、実施要領、商品説明書その他の文書（以下、総称して「文書等」という。）の財産権及び著作権を留保する。これらの文書等は、契約の履行のためにのみ使用され、当社が明示的に取引先に残置していない場合、注文の完了後直ちに、要請されることなく当社に返還されるものとする。
- (2) 文書等及び当社からの注文の内容は、第三者に対して秘密を保持し、注文の実行のためにのみ使用されるものとする。当該秘密保持義務は、文書等に含まれる知識が公知となった場合に、その範囲においてのみ消滅するものとする。秘密保持に関する特別な契約及び秘密の保護に関する法律上の定めは、この影響を受けないものとする。文書等の写し又は複製物は、当社が発注した注文の遂行に絶対的に必要な範囲でのみ許可される。
- (3) 上記第2項の規定は、原材料及び資材（ソフトウェア、完成品及び仕掛品等）並びに工具、テンプレート、サンプルその他注文の処理のために当社が取引先に提供する物品に準用されるものとする。これらの物品は、加工されるものではない限りにおいて、取引先の費用負担で個別に保管されるものとし、不正な検査、盗難、使用に対して合理的な

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

範囲で取引先によってその安全が確保され、破壊、盗難、損失に対して保険が付されるものとする。

- (4) 取引先が、当社から提供された物品を加工、混合又は結合（更なる加工）する場合は、当社のために実施するものとする。当社が提供した商品を更に加工する場合も同様とする。従って、当社は、製造業者とみなされ、法律上の定めに従い遅くとも更なる加工が施された時点で、新たな商品にかかる所有権を獲得するものとする。当社が提供した材料が新たな商品の一部を構成するのみである場合、当社は、材料の価額に応じた持分で当該新たな商品にかかる共同所有権を獲得するものとする。
- (5) 取引先が当社の注文を処理するために技術資料、工具、図面、作業標準書等を作成した場合、その所有権は当社に帰属するものとする。取引先は、当社の要請によりこれらを当社に返還するまで、無償で保管するものとする。これらの物品は、当社の同意（書面による形式）なしに、当社の注文の履行以外の目的で使用され、複製され、第三者に引き渡されてはならない。当社が製造費用の一部のみを負担する場合、当社はこれらの物品にかかる共同所有権を獲得するものとし、取引先は当社のために無償で保管するものとする。但し、当社はいつでも当該物品の製造にかかる未償却の費用に対する合理的な補償と引き換えに当該物品に関する取引先の権利を獲得し、取引先に対して当該物品の引渡しを要求できるものとする。
- (6) 商品の所有権の当社への移転は、代金の支払いに関係なく、第9条第4項に従って受領をもって無条件に行われるものとする。取引先による所有権の留保は、当社の書面による明示的な同意がある場合を除き、排除される。購入代金の支払いを条件とした所有権の移転に関する取引先からの申出を当社が個別に承諾している場合、取引先の所有権の留保は、遅くとも引渡された商品の購入代金が支払われた時点で無効となるものとする。当社は、購入代金の支払い前であっても、そこから生じる債権が事前に譲渡されることをもって、通常の業務において商品を転売する権限を有するものとする（代替として単純な及び転売の場合における拡張された所有権留保の有効性）。いかなる場合においても、他のすべての形態の所有権留保、特に拡張された所有権留保、譲渡された所有権留保及び更なる加工に及ぶ所有権留保は排除される。
- (7) 取引先は、当社の事前の書面による承諾なしに、広告用材料、パンフレット等において当社との取引関係に言及してはならず、当社のために納入された物品を展示してはならない。取引先は、本条に従い、供給業者に義務を負わせるものとする。

第9条 瑕疵担保責任、時効期間

- (1) 以下に別段の定めがある場合を除き、法律上の瑕疵担保責任規定が適用される。
- (2) 取引先は、自らの引渡品及び役務が、当社への危険負担の移転時又は合意された検収時において関連のある規制及び／又は法律上の要件並びに最新の技術に準拠しており、意図された使用に対して機能することを保証するものとする。法律上より長い期間が規定されている場合を除き、購入契約並びに作業及び役務に関する契約の保証期間は36か月

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

とし、商品、作業又は役務の検収時に開始するものとする。保証期間は、瑕疵を是正する期間中、中断されるものとする。

- (3) いかなる場合においても、特に当社の注文における指定又は参照により、各契約の主題となっている又は本約款と同様に契約に包含される製品説明は、品質に関する合意とみなされるものとする。商品説明の出所が当社であるか、取引先であるか又は第三者（例えば製造業者）であるかによる差異は生じない。更に、取引先は、契約締結前に当社と合意した場合を除き、引渡品について、過去に瑕疵のなかった同様の引渡品と比較して、設計上及び構成上の変更がなされていないことを保証する。
- (4) 当社は、商品の引渡又は役務の提供の完了をもって遅滞なくこれを検査し、合格したものを検収する。法律上の定め（商法第 526 条）は、次に掲げる但し書きを付して検査及び瑕疵の通知を行う商業上の義務に適用されるものとする：当社の検査義務は、納品書を含む外観上の検査による当社の受入商品の検査において明らかになった瑕疵（例えば、輸送上の損傷、誤配、数量不足）又は当社の品質管理における無作為な抽出において認識可能な瑕疵に限定されるものとする。業務の遂行について検収が合意されている限りにおいて、検査する義務はない。その他のすべてにおいて、検査の実施は、個別の事案の状況を考慮の上、通常の業務において実施可能な範囲によって異なるものとする。なお、後日発見された瑕疵について通知を行う当社の義務はこの影響を受けないものとする。当社の検査義務にかかわらず、当社の苦情（瑕疵の通知）は、発見後又は明らかな瑕疵の場合は納品後、2 週間以内に申立てられた場合、遅滞なくかつ適時に行われたものとみなされる。
- (5) 取引先が当社の瑕疵の通知（書面による形式）を受領した時点で、取引先が当社の請求を拒絶し、瑕疵の消滅を宣言し、又はその他当社の請求に関する交渉の継続を拒絶するまで、保証請求の時効期間は停止される。引渡品の交換の場合、交換部品全体に対する保証期間が新たに開始されるものとする。是正（例えば修理）の場合、同じ瑕疵又は瑕疵ある修理の影響に関する限りにおいて、保証期間は新たに開始されるものとする。なお、取引先が措置を講じる義務を感じないものの善意の意思表示又は同様の理由で代替品の納入又は瑕疵の是正を行ったと当社が推測せざるを得ない場合、時効期間は再開されないものとする。誤解を回避するため、また証拠目的において、一般に、取引先が法律上の義務を認めることなく実施した旨を記載したことを書面で明示的に宣言することを要する。
- (6) 取引先による補完的な履行には、瑕疵ある商品の除去及びその再設置も含まれるものとする。但し、商品がその種類及び使用目的に従って他の物品に設置され又は他の物品に取付けられている場合に限る。代替として当社は、自らの裁量により、分解及び再組立を自ら実施し（実施済み）、取引先に対して、まず適切な前払い金を要求し、その後結果として発生したすべての費用の償還を要求できるものとする。
- (7) 当社は、取引先に業務の遂行を委託した場合でも、法律上の定めに従い、瑕疵に起因して自ら履行し、必要な経費にかかる合理的な前払いを受ける権利を有するものとする。

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

第10条 第三者の権利、取引先の補償義務、取引先の開発品の利用

- (1) 取引先は、自らの引渡品及び役務が利用された場合、以下に所在する第三者が保有している既存の（知的）財産権その他の権利の何れも侵害しないことを保証する。
 - オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、香港、インド、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、シンガポール、韓国、スイス、台湾、トルコ、英国、ベトナム、米国又はEU加盟国
 - その他取引先が商品を製造し又は商品を製造させている国々
- (2) 取引先は、第1項に定める第三者の権利の侵害に起因して第三者から当社に対してなされたすべての請求について、当社を補償し、当該請求に関連するすべての必要経費を当社に償還するものとする。取引先が、当該侵害について自らに責任がなく、かつ納入時又は履行時に十分な商業上の注意を払っていたとしても知り得なかったことを証明した場合はこの限りではない。なお、当社に引渡された商品の所有権又は当社のために提供された役務の瑕疵に起因する当社の更なる法律上の請求権は影響を受けないものとする。
- (3) 取引先は、契約上合意された報酬（本約款第5条参照）の支払いをもって、当社の委託の範囲内で生じる無形の権利、特に成果物、特にすべての商標その他の表示権、著作権法に基づく使用权（著作権法27条及び28条の権利を含む）、意匠権、著作権法にいう関連する財産権（すべての開発段階を含む。）その他の無形の財産権を当社に譲渡するものとする。かかる譲渡は、契約上合意された報酬に含まれるものとする。著作権の使用権は、排他的、空間的及び時間的に無制限で譲渡可能かつ再許諾可能なものとする。取引先は著作作者人格権を行使しないものとする。当社が提供する文書は、取引先によって注意深く取り扱われ、契約終了後は要請されることなく当社に返還されなければならない。作成された写しは破棄されるものとする。
- (4) 取引先は、取引先の従業員が注文を履行する過程で行った発明について、直ちに当社に通知し、その承継を申入れるものとする。当社は、かかる申入れを受けた後4週間以内に、当該発明にかかる権利を承継するか否かについて書面で取引先に通知する。
- (5) 当社が取引先に対して発明にかかる権利を承継する意思がないことを書面で通知した場合、取引先は、自己の費用負担で当該発明を限定的又は無制限に使用し、工業所有権を出願する権利を有する。その後、取引先は、当該財産権を制限なく使用する権利を有するものとする。但し、財産権を登録する場合、取引先は、当社、当社の関連会社（本約款第6条第5項参照）及び当社の顧客（注文から取引先が認識し又は当社が通知した範囲に限る。）に対して当該財産権から生じる一切の権利の主張を放棄するものとする。

第11条 カルテルにおける損害賠償

- (1) 取引先は、独占禁止法に反する行為により当社に不利益を与えないようにする義務を負う。
- (2) 契約期間中に取引先が認められない競争制限に関与し、これにより当社に提供された役務に影響を及ぼしたことがカルテル当局により立証された場合、取引先は、当該カルテ

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

ルの影響を受けた期間について、注文価額の10%に相当する約定損害賠償（及び法定の利率による利息）を当社に支払う義務を負う。取引先は、当社が被った損害がより少額であったことを証明する権利を有する。

- (3) 取引先は、侵害の事実が判明した後、直ちに当該請求の存在の有無及び範囲を調査するために必要な情報及び書類を当社に提供するものとする。なお、カルテル違反が判明した時点で既に取引関係が終了している場合でも、損害賠償を支払う義務は生ずるものとする。

第12条 取引先の独立性

- (1) 当社及び取引先は、取引先が独立した請負業者であり、本約款のいかなる規定も、取引先若しくはその従業員又は委任された第三者に当社の従業員又は代理人としての地位を生じさせるものではないことに合意するものとする。
- (2) 取引先は、当社の従業員又は代理人として対外的に行動しないものとする。特に、当社に代わって保証を行わず、当社に代わって契約や合意を締結せず、当社に代わって書面に署名せず、当社の信用を担保に供しないものとする。

第13条 法令遵守、当社のサプライヤー行動規範、当社の環境及びエネルギーに関するガイドライン

- (1) 取引先は、関連する法律上の定めを遵守する義務を負う。これは特に、腐敗防止法、マネーロンダリング法、独占禁止法、労働法及び環境保護法に適用される。環境保護に関しては、当社の環境及びエネルギーに関するガイドライン (<https://www.tesa.com/ja-jp/about-tesa/sustainability>) も参照する。
- (2) 取引先は、自らの商品及び役務が、日本、台湾、シンガポール、インドネシア、韓国及び中国を含むアジア諸国における市場投入に関連する要件を遵守していることも確認するものとする。
- (3) 取引先は、適用される範囲内において、特に、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律若しくは各施行法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法、並びに毒物及び劇物取締法の要件を遵守するものとする。特に、取引先は、上記の法規等及びこれらの技術的進歩応じた改正に従い、生殖毒性、催奇形性、変異原性又は発がん性があるとされる物質を使用しないことを約束する。さらに、取引先は、資源の有効な利用の促進に関する法律が該当する限りにおいて、これを遵守する義務を負うものとする。
- (4) 取引先は、取引先の商品及び業務の履行に関する法律上の要件に変更があった場合、直ちに当社に通知するものとする。法律上の要件の変更が商品の製造若しくは原材料又は業務の履行に影響を及ぼす場合も同様とする。

テサテープ普通購入約款 (2022年7月)

- (5) 取引先はまた、国際的に認められた人権の遵守を尊重及び支援し、いかなる形態の強制労働又は児童労働も防止することを約束する。職場の安全衛生の保護に関する法律上の定めは、すべての業務プロセスにおいて不可欠なものとして認識され、遵守される。取引先は、労働法上適用される定めを尊重し、保証する。また、取引先は、当社のサプライヤー行動規範の定めを遵守する義務を負う。当該行動規範はウェブサイト上 (<https://www.tesa.com/ja-jp/about-tesa/sustainability/our-guidelines-and-standards>) で確認することができる。
- (6) 取引先は、本条に定める義務を自らの供給業者にも遵守させるため、自己の業務において適切かつ効果的な措置を組み込むものとする。
- (7) 取引先が当社のサプライヤー行動規範の定め違反した場合、直ちに当社に報告しなければならない。当社は、取引先による法令遵守違反があった場合、法律上の定めに従って契約関係を解除する権利、又は取引先による当社のサプライヤー行動規範の遵守を促すために他の適切な措置を講じる権利を有する。

第14条 データ保護

契約の処理に必要とされるデータは、当社の EDP システムに保管される。当社のデータ保護に関する宣言を下記のとおり参照する。

<https://www.tesa.com/ja-jp/about-tesa/legal-information/privacy-policy-new>

第15条 準拠法及び裁判管轄

- (1) 国際物品売買契約に関する国連条約 (CISG、国際物品売買契約条約) の適用を除外して日本語が適用されるものとする。
- (2) 東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、本契約関係から又はこれに関連して生じる一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、当社は、その他の法的管轄地において取引先を提訴する権利を有する。